

京都府消費者教育推進計画(中間案)にかんする意見

京都府生活協同組合連合会

理事 坂本 茂

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館 2F

電話：075-251-1551

【1】はじめに

～府内での消費者教育を大きく進展させる歴史的な機会に

- (1) 2012年8月に消費者教育推進法(以下、「推進法」と略す)が成立・公布され、2013年6月に消費者教育推進にかんする基本方針(以下、「基本方針」と略す)が閣議決定されました。京都府におかれては、「推進法」および「基本方針」にもとづき、いち早く「京都府消費者教育推進計画(中間案)」(以下、「計画(中間案)」と略す)をまとめ、パブリック・コメントに付されました。消費生活安全センターはじめ関係の方がたのご努力・ご奮闘に敬意を表し、感謝申し上げます。
- (2) 府内における消費者組織としての生協の立場からも、京都府において消費者教育を推進する基本的な文書として「計画(中間案)」がつくられたことについて、歓迎するところです。「計画(中間案)」にかんする積極的な議論をつうじて、消費者教育の重要性とその意義について行政各部局・府議会・教育関係者・事業者および事業者団体・消費者および消費者団体・福祉団体等の認識が飛躍的に高まることを期待しています。
- (3) 「計画(中間案)」を実行性のあるものとして具現化していくためには、互いに知恵を出し合う視点から「計画(中間案)」をより豊かな内容のものにしていく議論が大切と考えます。パブリック・コメント等をつうじた団体・個人の意見を積極的に盛り込んで、最終「計画」としていただき、府内での消費者教育を大きく進展させる歴史的な機会とすることができそうです。消費生活安全センターはじめ関係の方がたのよりいっそうのご尽力をお願いしつつ、以下、意見を申しのべます。

【2】府内での消費者教育推進の重要性とその意義、位置づけ

～「1 推進計画の策定にあたって」について

- (1) いま、なぜ、消費者教育を推進することが必要なのか、そしてどうして京都府が消費者教育推進計画を策定して取り組む必要があるのかという点について、府民理解がすすむよう、よりポイントをしぼった説明とするために叙述を工夫していくことがもとめられると考えます。
- (2) 具体的には、「1 推進計画の策定にあたって」部分のなかに、以下の点を明記・補強してはどうかと考えます。
 - ①消費者教育が消費者の基本的権利のひとつとして位置づけられていること(消費者基本法第2条、「推進法」第1条)
 - ②「基本方針」では、「全ての国民は、消費者である。誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会」が提供されることがもとめられるとのべられていること。
 - ③「推進法」第5条で、地方公共団体が消費者教育にかんする施策の策定・実施の責務を有すると規定されていること。

[3] 消費者教育視点からの事業者および事業者団体の活動

～「2 消費者教育に係る現状と課題」について

- (1) 「計画(中間案)」の「2 消費者教育に係る現状と課題」中に、「企業等における消費者教育」「商品やサービスを提供する側の責務」の項目が入ったことについて、賛成します。消費者教育における事業者および事業者団体の役割は、社会的にもきわめて重要なものがあります。京都府消費生活審議会施策推進部会で提供された資料には、この視点が明確でなく、パブリック・コメント時に当会からも意見提出しようと考えておりましたので、項目の設定については適切なものと評価します。
- ① 「企業等」という表記が適切であるかどうか、「事業者や事業者団体」という表記もあり、ご検討ください。
- ② 「(1) 消費者教育 イ 課題 (エ) 商品やサービスを提供する側の責務」の項目の叙述については、「企業等における消費者教育」として一般的に以下のような点がおさえられると、事業者および事業者団体の方がたが取り組むべき課題についての理解がよりすすむのではないかと考えます。「ア 現状 (オ) 企業等における消費者教育」と重複しないかたちで、整理・検討されてはいかがでしょうか。
- (ア) 事業者に蓄積された情報の消費者への提供
(イ) 従業員にたいする消費者としての教育
(ウ) CSR (社会的責任) 活動の構成部分としての消費者教育推進
(エ) 消費者視点に立つことによる「グッド・カンパニー」経営
(オ) 消費者団体との連携

[4] ポジティブな消費者像と消費者支援の社会的な仕組みづくり

～「3 消費者教育が目指すもの」について

- (1) 「計画(中間案)」の「3 消費者教育が目指すもの」では、「目標」と「消費者像」が提起されていますが、この記述のみが強調されると、「消費者個人の自己責任」論に重きをおいた教育方向なのではないかとの解釈が生まれることを危惧します。また、「自立の困難な高齢者・障がい者を視野に入れていないのではないか」との批判も出てくることも考えられます。
- (2) 前述したように、消費者教育は消費者の権利であり、「推進法」はその権利の実現のために「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならない」(第3条2項)、「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない」(第3条3項)とのべています。
- (3) 「推進法」第2条で、「消費者教育」とは「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義されているように、「支援」という部分に重視すべきポイントがあるのであり、すべての国民がその消費者としての特性に見合った適切な「支援をうけることができる社会的な仕組み」づくりがもとめられているという点をおさえておく必要があります。
- (4) 「3 消費者教育が目指すもの」が提起している「目標」と「消費者像」を否定するわけではありませんが、重要なのは、そのために「積極的」で「特性に配慮」した「支援」の仕組みづくりが施策としておこなわれなければならないということです。このことが「消費者教育が目指すもの」のなかにしっかり位置づけられないと、上述(1)で指摘した危惧や批判が生まれる可能性が出てきます。「目指すもの」のなかに、(3)「消費者支援の社会的な仕組みづくり」として項目を起こして加筆し、位置づけることを提案します。

[5] 高齢化の急速な進行、地域コミュニティ機能の後退にたいして

～「4 京都府の特徴と配慮事項」について

- (1) 大学・短期大学が多く存在することは本府の特徴のひとつであり、消費者教育の推進にあたっての研究・教育また生活の場として、これをとらえ、位置づけていくことは重要です。当会会員生協の過半が大学生協であり、大学生協の活動のひとつとしてニーズに見合った新しい取組みを行政はじめ関係のみなさま方とひきつづき検討していきたいと考えています。
- (2) 「4 京都府の特徴と配慮事項」として1項目起こして加えていただきたいのが、本府における高齢化の急速な進行とそれにたいする対策・支援の必要性です。とくに府内北部での過疎の広がりなかで、限界集落とよばれる地域も出てきています。本格的な高齢社会の到来のなかで、生活したいの「孤立化」は都市部・農村部を問わず深刻の度を増しています。地域コミュニティ機能が後退していくなかだからこそ、しっかりした消費者支援の施策が必要です。

[6] 行政・教育関係者・事業者および事業者団体・消費者および消費者団体・福祉団体等の連携による推進体制の確立にむけて

～「5 推進の方向と今後取り組む事業」「6 推進体制等」について

- (1) 「5 推進の方向と今後取り組む事業」「6 推進体制等」でのべられている消費者教育計画の推進体制については、「抽象」にとどまっている部分が少なくないといわざるをえません。計画の実行化・具現化について、さらに議論が必要と思われます。庁内部局間の調整、予算措置、人事配置等、行政においてまず合意形成しなければならない課題が多岐にわたるといふ現実もあることでしょう。そういう意味では、この「計画(中間案)」の策定は、実践にむけて「入口に立ったばかり」というのが率直なところかと思料します。

国の段階でも「基本方針」の別添として「今後検討すべき課題」が19設定されており、消費者教育推進会議小委員会で議論がはじまりました。国のレベルでの作業進展も注視しながら、本府における推進体制をどのように確立していくか、さらに議論をしていく場が必要です。

消費者教育の推進体制については、府消費生活安全センター、消費者教育推進地域協議会、くらしの安心・安全ネットワークの関係性をどのように指定するかがあきらかにすべき重要なポイントであると考えますが、「計画(中間案)」ではこの点が明瞭なたちではのべられていないと思われるので、以下、この点を中心に提案をふくめて申しのべます。

- (2) 行政の推進体制について

- ① 「計画(中間案)」では、「消費生活安全センター等を核とした消費者教育を推進するため、消費者教育拠点としての役割・機能等を検討」となっており、「核」ということの内容や「拠点としての役割・機能」がどのような中身であるのかが見だしにくいものとなっています。
- ② 2013年6月に閣議決定された「基本方針」は、「消費生活センターを消費生活相談だけでなく、いわば消費者教育センターとして位置付けて、消費者教育の拠点とし、そこに様々な情報を集積して、地域住民に消費者教育を提供する場として、また、消費者教育の担い手を支援する場として活用することが期待される」としています。ここでは「消費者教育センター」という名称を提起し、消費者教育にかんする情報の蓄積、消費者教育の実施、担い手の育成支援の場として規定しています。「基本方針」の内容をしっかりうけとめ、「府消費生活安全センターのなかに消費者教育センターを設置する」ことを明確にすることにより、多くの府民にとっては府内での消費者教育を大きく進展させる「具体的なタカチ」としてうけとめられ、「消費者市民社会」の実現にむけての理解をすすめるものになると考えます。
- ③ 「計画(中間案)」の「6 推進体制等」では、「学識経験者、消費者団体、事業者団体、福祉関係団体、その他関連団体、さらに市町村や国、関係機関と情報交換・連携強化」の必要性、「環境教育、食育、金融教育、法教育など……と消費者教育との連携」の必要性、他の消費

者施策との連携の必要性について述べています。つまり、消費者教育という視点からの「統括」の役割をはたすことが指摘されているわけであり、その役割をになうのが「府消費者教育センター」にあたるのであれば、そのような名称の機関を設置することが消費者教育推進の取組みにおける「位置づけ」をより明確し、府民理解の促進につながるといえるでしょう。

④については、「府消費者教育センター」の運営にあたる事務局担当、また消費者教育にかんする相談員の配置がぜひとも必要です。

⑤府内市町村における消費者教育の推進にあたっては、府からの支援が不可欠です。広域振興局単位での取組みをおこなうことも視野に入れて考えていく必要があります。

(3) 消費者教育推進地域協議会について

①2013年6月に閣議決定された「基本方針」は、「地域の各分野の関係者が構成員となって、相互の情報交換及び調整を行う場」として消費者教育推進地域協議会を位置づけ、協議会を「結節点」として「地域の多様な主体間のネットワーク化を図り、連携・協働や、他の主体の活動を踏まえた効果的な教育の推進等を促進する」とのべており、政策審議というより、活動推進を主機能とする実践性のつよい組織体の設置という提起になっていると思われます。

②「計画(中間案)」の「6 推進体制等」のなかでは、消費者教育推進地域協議会についての言及はありませんが、上記の「基本方針」から読み取れる消費者教育推進地域協議会のイメージは、現在の「京都くらしの安心・安全ネットワーク」を消費者教育推進という視点から組み替えて、その活動を抜本的に強化したもののようによくとれます。

③現在、設置されている京都府消費生活審議会施策推進部に消費者教育に関係する方をくわえて、「計画(中間案)」策定にむけた審議をおこなってきましたが、京都府消費生活審議会の委員はかならずしも消費者教育分野での施策検討を意識しての選出ではないと思われます。「計画」の遂行にあたっては、「相互の情報交換及び調整」ができる「実践性のつよい」消費者教育推進地域協議会をあらためて設置し、その構成員も消費者教育に実際にかかわっている各分野の関係者をもってすることが適切ではないかと考えます。

(4) 京都くらしの安心・安全ネットワークについて

①京都くらしの安心・安全ネットワークは、もともと「消費者フェスティバル」を開催するにあたっての参加団体により構成された性格をもっていると思われますが、残念ながらそれぞれの構成団体が有している機能を十分に活用できているという状況にはありません。また、団体間の交流・連携も限られたものになっているのが現状です。

②しかしながら、今回の消費者教育の推進、消費者市民社会の実現への取組みの提起というなかで、京都くらしの安心・安全ネットワークを位置づけ、構成団体が有している消費者教育の機能が発揮できるように、その活性化をはかることは重要であると考えます。「計画(中間案)」が『くらしの安心・安全ネットワーク』を中心とした消費者教育の推進」と提起していることについては、賛成です。

③京都くらしの安心・安全ネットワークをどのように活性化し、京都くらしの安心・安全ネットワークがどのように「中心」になって消費者教育を推進する役割をはたせるようになるのか、現消費生活安全センターと消費者教育推進地域協議会との関係性について議論し、整理していくことが必要です。

(5) 予算措置の必要性について

あらためていうまでもなく、府内での消費者教育を大きく進展させる取組みとしての予算措置は不可欠です。

(6) その他

①京都市との連携についての検討もかかせません。

②社会福祉協議会との連携についての検討もかかせません。

以上